

回覧

令和6年 4月 15日

関係地区にお住まいの皆様

大分県別府土木事務所長
杵築市危機管理課長

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果について

平素より大分県の土木行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
県では平成15年度から、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害の恐れのある区域について基礎調査を行い「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うとともに、市と協働してハードとソフトによる総合的な土砂災害対策を推進し、安全安心な地域づくりに努めているところです。

貴行政区における調査の結果、別紙資料に示す区域が土砂災害の恐れがある箇所として確認されましたのでお知らせします。日頃より避難路、避難場所を確認するとともに、雨天時には最新の気象情報や斜面のひび割れや山鳴りなど土砂災害の前兆現象に留意し早めの避難を心がけてください。

調査結果の詳細につきましては、添付のパンフレット等をご参照いただくか、下記担当者までお問い合わせください。

今後とも土砂災害防止法に基づく現地調査及び区域指定に対する皆様のご理解、ご協力をお願いします。

調査結果に関するお問い合わせ

別府土木事務所 河港砂防課 砂防班 工藤 古川
TEL 0977-67-0215

避難所・避難場所に関するお問い合わせ

杵築市 危機管理課 防災係 合田 西山
TEL 0978-62-1802

妙善坊区の皆さんへ

土砂災害警戒区域の指定について

大分県では、妙善坊区において、土砂災害防止法に基づき、土砂災害危険箇所の調査を行いました。調査に当たり妙善坊区の皆様方のご協力を頂き感謝申し上げます。

今回の調査は、万が一の土砂災害発生に備え、行政の「知らせる努力」と住民の皆様方の「知る努力」で、土砂災害による人的被害をゼロにする取り組みの一つです。

今後は、調査結果内容について、妙善坊区の皆様方にお知らせすると共に、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定に向けた手続きを進めていくこととなります。

区域の指定が行われると、杵築市により、土砂災害ハザードマップ※¹（土砂災害予測図）が作成される事となり、災害情報の伝達や避難が素早くできるよう警戒避難体制の整備が図られる事となります。

妙善坊区の皆様方におかれましては、万が一の土砂災害発生に備え、調査結果内容についてご確認を頂きますと共に、「日頃の備え」を万全にし、いざという場合の「早めの避難」への心がけをお願いいたします。

※¹ハザードマップ（災害予測図）は、これまで主に河川が氾濫した時などに、浸水する区域や水深などを想定したものが策定されており、土砂災害の危険箇所は大まかな範囲を示すのみとなっていました。今回の調査結果に基づき区域指定されると、土砂災害ハザードマップとして、土砂災害の発生形態を考慮した詳細なハザードマップが作成されることとなります。ハザードマップは、国・県からの情報提供に基づき杵築市により策定されます。

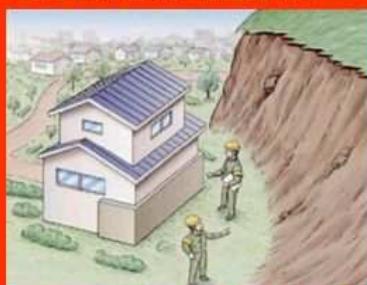
区域指定されると・・・

土砂災害警戒区域では・・・



災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備が図られます。

土砂災害特別警戒区域では・・・



- 家の新築・増改築する際、土砂災害に対し建築物が安全が建築確認がされます。
- 住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の建築を行う際、開発行為に対し許可が必要になります。

■著しい損壊が生じるおそれのある建築物所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

【参考】土砂災害警戒区域の設定基準について

区域設定は、過去の土砂災害の発生状況などに基づき設定されています。

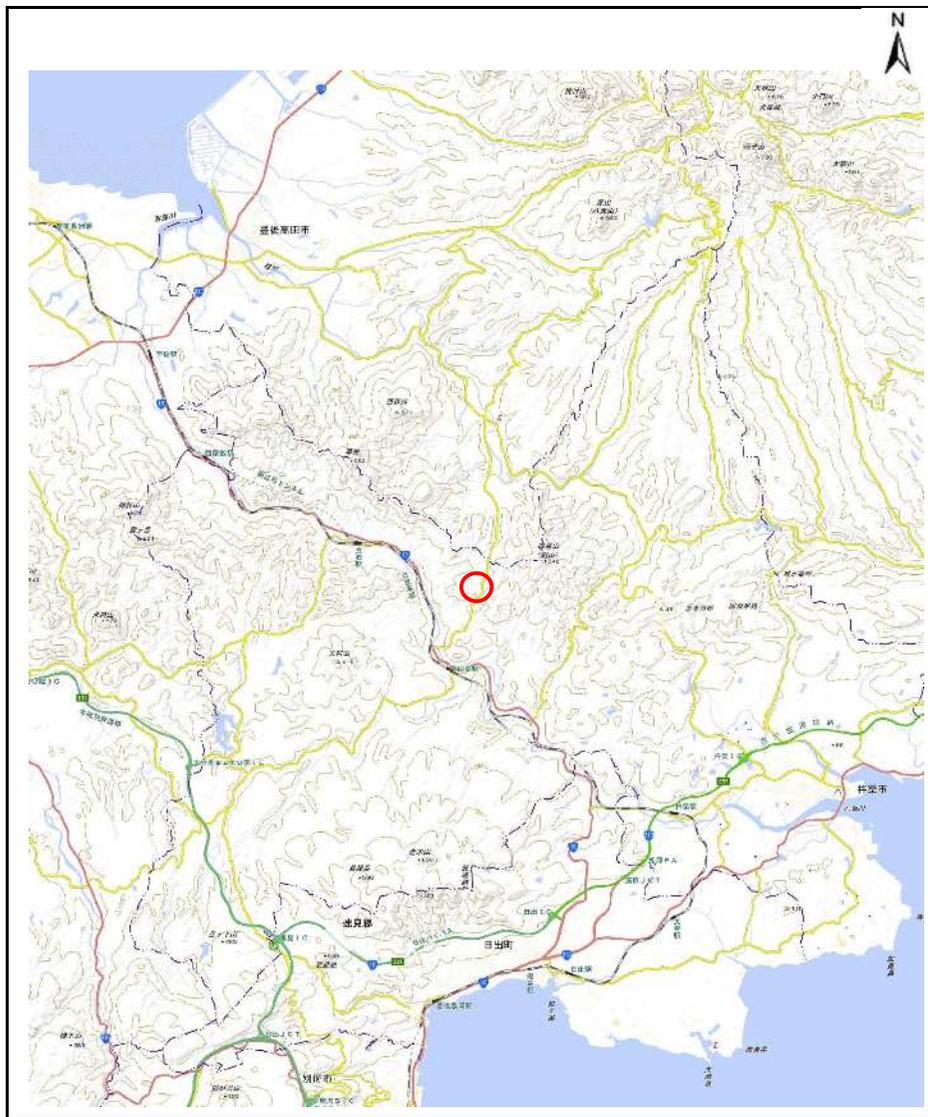
《土石流の場合》

- ・土石流は急な勾配変化点、谷の出口などで発生し、直進性がある。
- ・土石流は谷の出口で扇状に広がっていく（概ね左右に30度の角度で広がる）
- ・大きな段差がなければ平坦地に到着するまで流れ出る（勾配が2度未満の地点まで）

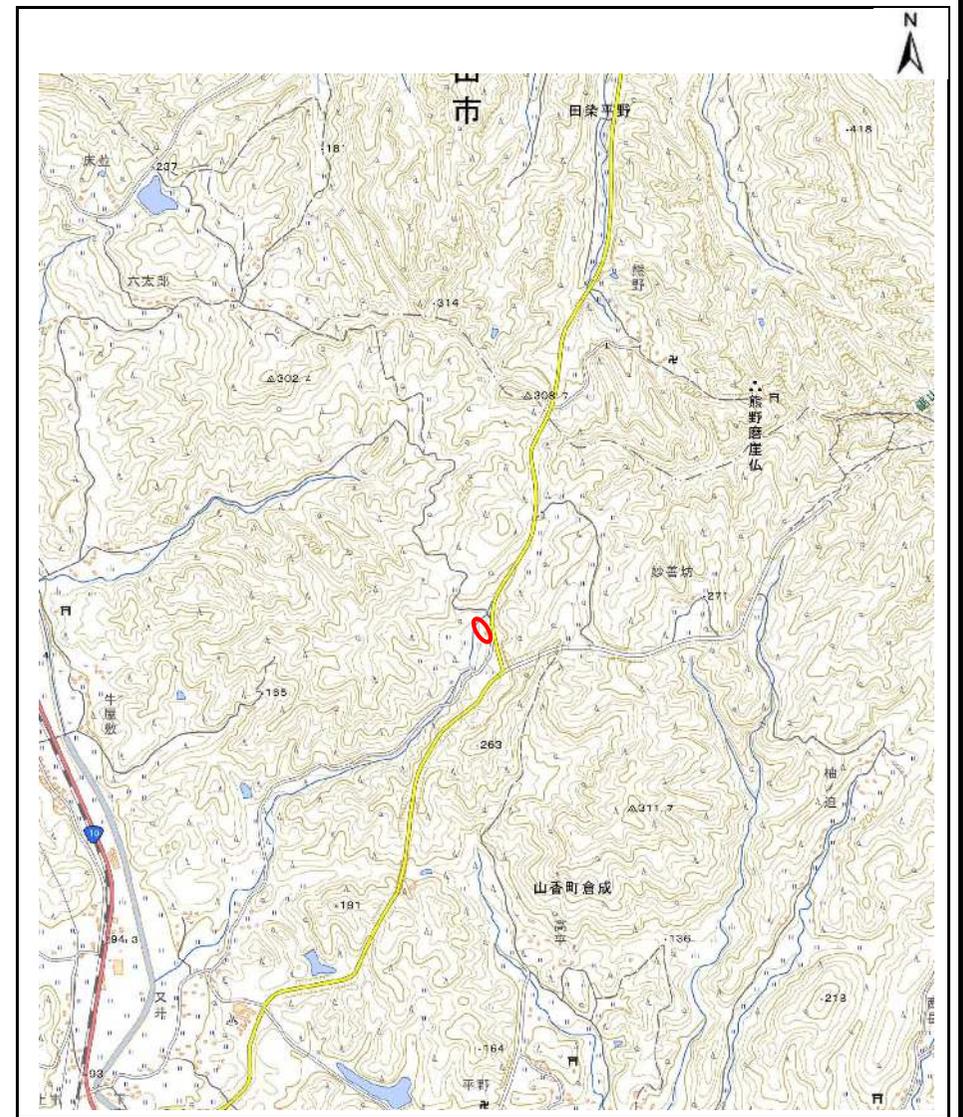
《がけ崩れの場合》

- ・がけ崩れの到達距離は、概ねがけの高さの2倍までで、最大で50m程度
- ・がけ崩れで被害が発生するのは、がけの高さが5m以上

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)

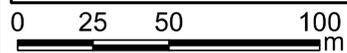
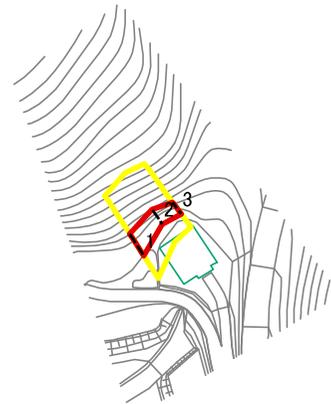


(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	C-1-23012
	箇所名	牛屋敷⑥
	所在地	杵築市山香町大字倉成

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R5JHf8」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	C-1-23012
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号		箇所名	牛屋敷⑥
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示年月日		所在地	杵築市山香町大字倉成	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域						
それ以外の区域							